

まちづくり・かわら版

— 平間・東地区のまちづくり情報誌 (NO. 8) —

晩冬の候、皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、平成9年度の第2回まちづくり勉強会が11月に開催されました。まちづくり委員の皆様方の貴重なご意見を参考にし、これからもまちづくり委員の皆様と一緒に勉強会を重ね、よりよいまちづくりのため頑張っていきたいと思っております。

また、これとは別に事業計画を進めるなかで施行地区界を決めるために、平間町の坂田班、榎木班などと個別に話し合いを行っています。

今後とも、皆様のご協力とご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、今回で情報誌の発行も8回目になるわけですが「まちづくり・かわら版」としての役目を果たせるよう、今後とも努力し内容を充実させていきたいと考えておりますので、載せたい情報がありましたら、東長崎土地区画整理事務所の事務局に御一報下さい。

「かわら版の内容」

- ・ 平間・東地区のまちづくりの最近の動向 …… 2ページ
- ・ まちづくりQ&A (区画整理の手順) …… 3～7ページ

平間・東地区のまちづくりの最近の動向

(平間地区)

- H9. 11 まちづくり情報誌 (No. 7) 配布
- H9. 11. 14 (金) 平成9年度第2回平間町まちづくり委員会の開催
19時00分～ 平間町公民館……参加者(平間町役員、まちづくり委員)
(委員会の内容) 街区道路、公園についての検討・まちづくりかわら版の発行について

(馬場地区)

- H9. 11 まちづくり情報誌 (No. 7) 配布
- H9. 11. 27 (木) 平成9年度第2回馬場地区まちづくり委員会の開催
19時00分～ 馬場地区公民館……参加者(馬場地区まちづくり委員)
(委員会の内容) 街区道路、公園についての検討・まちづくりかわら版の発行について

(清藤地区)

- H9. 11 まちづくり情報誌 (No. 7) 配布
- H9. 11. 25 (火) 平成9年度第2回清藤地区まちづくり委員会の開催
19時00分～ 清藤地区公民館……参加者(清藤地区まちづくり委員)
(委員会の内容) 街区道路、公園についての検討・まちづくりかわら版の発行について

まちづくり Q & A

「区画整理はどんな手順で
進められるのでしょうか」？！

地方公共団体が土地区画整理事業を施行する場合は、次のような手順で進められます。

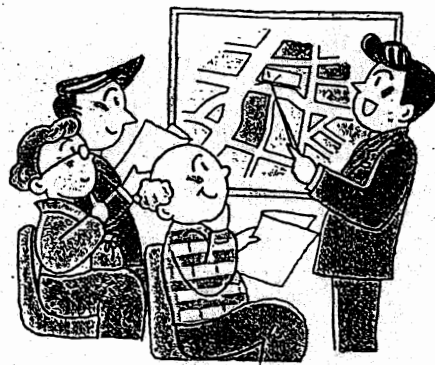
なお、組合施行などの場合も、同じような手順で行われます。

1 事業を始めるに当たって

- 事業を行う区域は、皆様のご意見を参考にして、平間町・東町に決定しました。

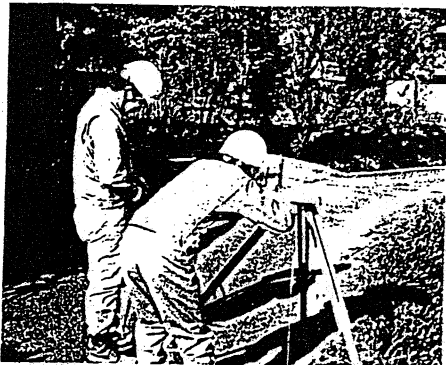
2 説明会（勉強会）

- 説明会（勉強会）等で土地区画整理事業を行うための、測量、事業計画素案等についてまちづくり委員さんや、各自治会役員さんと勉強会を行っております。
- これらの内容については、各自治会のまちづくり総会の際、皆さんに報告し意見を聴いております。



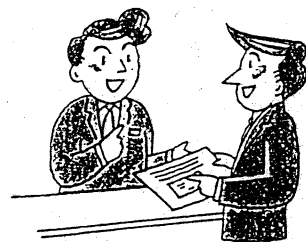
3 基本計画・測量・調査

- 皆さんと話し合った計画素案は、基本計画としてまとめ建設省の承認を受けます。
- 基本計画に基づき、事業計画を作成するための各詳細測量及び調査を実施します。



4 事業計画の縦覧・決定

- 事業計画案は、2週間縦覧されます。
- 皆さんから意見が出された場合は、都市計画地方審議会で十分審議され、「事業計画」が決定されます。
- 事業計画決定の公告が行われ、事業が開始されます。

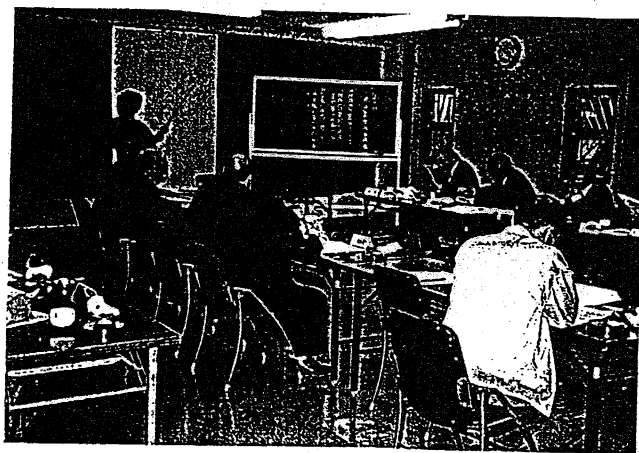


5 各種の調査

- 建物関係
- 登記関係

6 権利の申告

- 所有権以外の未登記の権利は施行者に申告することができます。



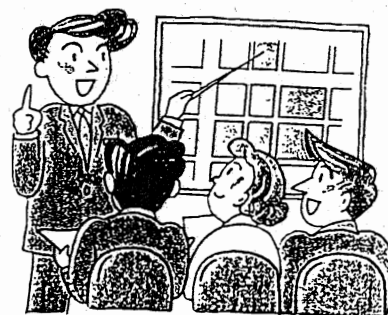
7 土地区画整理審議会

- 土地区画整理審議会が設置されます。その委員の大部分は、地区の地権者の中から皆さんの選挙によって選ばれます。
- 審議会の仕事には、次のようなものがあります。
 - ・換地計画の作成についての意見
 - ・仮換地の指定についての意見
 - ・減価補償金の交付額についての意見
 - ・土地、建物を評価する評価員の選任の同意



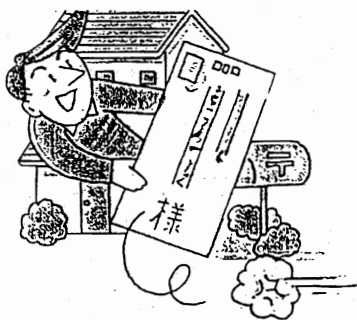
8 換地計画案の作成

- 事業計画及び個々の宅地の現況等に基づき、新しく定められる土地の位置などの設計案を作成します。



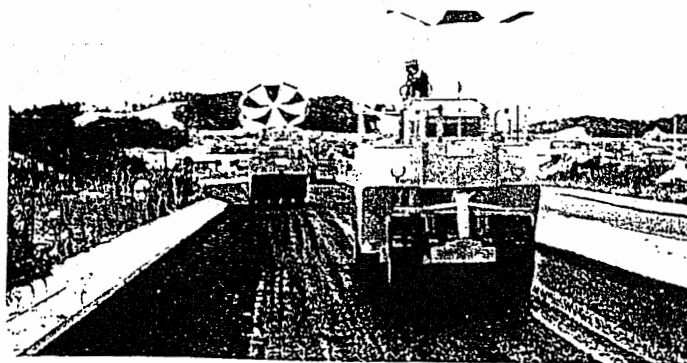
9 仮換地の指定

- 審議会の意見を聴いて、従前の宅地について、将来、換地として定められるべき土地の位置、地積を仮に指定します。



10 工 事

- 工事には、道路・公園・水路の整備や宅地の整地等があります。



11 移転・除却

- 移転計画をたて、説明会等で説明します。
- 建築物等の移転又は除却通知及び照会により移転又は除却の期限が定められます。
- 移転又は除却に伴う損失補償の対象となるものには、建築物・工作物・樹木・土石・動産・仮住居・営業・雑費等があります。

12 換地計画の決定

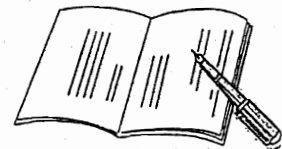
- 換地計画には、審議会、評価員の意見を聴いて換地設計、各筆換地明細、各筆各権利別清算金明細等を定めます。
- 換地計画は、皆さんに縦覧し意見が出された場合は、審議会で十分審議されます。

13 換地処分のお知らせ・公告

- 換地計画の縦覧が終わると、換地処分を行い、皆さんに換地計画の内容を通知します。
- 換地処分の公告があった日の翌日から従前の宅地にあった権利・義務はすべて換地に移ります。

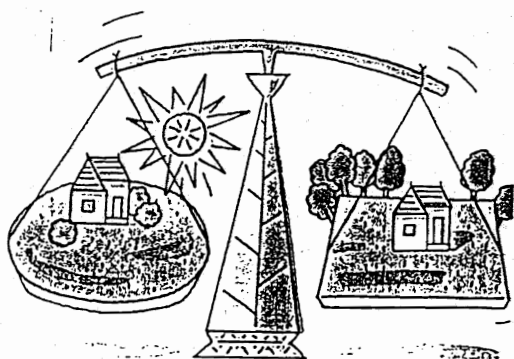
14 登記

- 換地処分の公告後施行者が権利者に代って、土地建物の登記を行います。



15 清算金

- 換地処分公告により確定した清算金の交付、徴収を行います。
- 清算金は、施行地区内の換地相互間に生じた不均衡を金銭により是正するものです。



※ まちづくりに対してのご意見、ご質問、ご要望等がありましたら、遠慮なく「平間・東地区まちづくり委員会」の委員さん、または下記の事務局までお願いいたします。

連絡先：事務局 長崎市東長崎土地区画整理事務所（企画係）

担 当 金谷、清田、久保、白川

☎ 839-5381